



平成 19 年 4 月 11 日

各 位

会社名 株式会社 大 気 社
代表者名 代表取締役社長 中 矢 義 郎
(コード番号 1979 東証第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長
櫻 井 孝
(TEL 03-3343-1401)

不適切な原価処理に伴う過年度決算一部訂正に係わる調査結果
および当社の対応方針について

当社は、本年 1 月 31 日、平成 14 年 3 月期から平成 18 年 3 月期の 5 期にわたる過年度決算の一部訂正を行うことを開示いたしました。現在、当社株式は東京証券取引所の監理ポストに割当られております。

過年度決算を一部訂正する重大な事態に至りましたことはまことに遺憾であり、多大なご迷惑をおかけしました関係各位に深くお詫び申し上げます。

以下に、これまでの調査結果から判明しました、不適切な原価処理の概要とその原因および役職員の社内処分ならびに再発防止策について、ご説明申し上げます。

1. これまでの経緯

平成 18 年 12 月 12 日に、当社の一部の事業店所の過去の工事において協力業者に対する未計上の未払金が相当あるとの通報文書が郵送されたことを受け、当社は 12 月 15 日、中矢現社長(当時副社長)を委員長とする社内調査委員会を編成して社内調査を開始しました。調査開始後、当社において不適切な原価処理が行われていたことが判明し、12 月 25 日、その旨を開示し、平成 19 年 3 月期半期報告書の提出遅延についても公表いたしました。この事態を受け、山本前社長は平成 18 年 12 月 31 日付で辞任いたしました。

また、当社は、当社と利害関係を持たない社外者のみにより構成される「外部調査委員会」を平成 19 年 1 月 9 日に設置いたしまして、社内調査委員会による実態調査および今後の再発防止策に対して助言と指導等を得るとともに本件の不適切な原価処理に関する役員の法的責任についての検証を依頼しました。「外部調査委員会」のメンバーは以下のとおりであります。

委員長	本林 徹	弁護士	(森・濱田松本法律事務所)
委員	早川 学	弁護士	(森・濱田松本法律事務所)
委員	井上愛朗	弁護士	(森・濱田松本法律事務所)
委員	高野角司	公認会計士	(高野総合会計事務所)
委員	北澤 繁	公認会計士	(高野総合会計事務所)
委員	吉良英也	公認会計士	(高野総合会計事務所)

平成 19 年 1 月 26 日、社内調査結果の中間報告を公表し、同月 31 日、本件の社内調査結果を踏まえ、不適切な原価処理に関連して、平成 14 年 3 月期以降の過年度決算を訂正することを公表いたしました。

平成 19 年 2 月 2 日、平成 19 年 3 月期半期報告書ならびに平成 14 年 3 月期以降の過年度に係る有価証券報告書と平成 16 年 3 月期以降の半期報告書についての訂正報告書を関東財務局に提出すると共に、平成 14 年 3 月期以降の過年度に係る決算短信および平成 16 年 3 月期以降の中間決算短信の訂正を行い、その旨を公表いたしました。

その後、社内調査委員会は、2 月には、社内の規程類や業務通達等、外部調査委員会に対して調査に必要な資料の提出を行うとともに、社内調査で判明した不適切な原価処理に係わった役職員の実態調査およびその原因の解明を進めました。2 月末から 3 月にかけては、外部調査委員会との合同検討会を 6 回行い、業務プロセスの改善や組織体制の見直し等の再発防止策について検討を進めてきました。3 月末までには、再発防止策の検討作業と平行して、再発防止策の一部を具体化し実施いたしました。特に、法令遵守研修は現場の作業所長を主たる対象者として、最優先事項として実施いたしました。

一方、外部調査委員会は 2 月から 3 月の間、本件の不適切な原価処理に関する役員の法的責任の存否を判断するため、当社の社内規程や経営会議の議事録等関係資料の閲覧を行うとともに、当社の役員に対する事情聴取等による調査を行い、平成 19 年 3 月 30 日付「調査報告書」を当社に提出しました。また再発防止策については、社内調査委員会と検討を進め、平成 19 年 4 月 6 日に「不適切な原価処理の再発防止に向けての提言」を当社に提出しました。

当社は、外部調査委員会の調査報告書の内容を踏まえて、4 月 9 日開催の取締役会において、不適切な原価処理による過年度決算訂正に関係した取締役の処分について決議(下記 6. 役員の経営責任と役職員の処分参照)を行い、経営責任を明らかにしました。

2. 不適切な原価処理の内容

社内調査の結果、当社において行われていた「不適切な原価処理」には、①「原価の先

送り」(協力業者等に対する工事代金等について協力業者等に対する注文・支払を遅らせることにより、原価計上すべき工事原価の処理を行わず、次年度以降に、協力業者に対する注文・支払と当社における会計処理を共に先送りすることをいう)と、②「原価の付替え」(協力業者等に対して支払う工事代金等について、本来とは異なる工事案件のものとして協力業者に対する注文・支払および会計処理をすることをいう)の2種類のものがあることが判明しました。

なお、協力業者とは、当社が受注した工事の一部を外注する配管工事業者などの専門工事業者を指します。

不適切な原価処理の社内調査結果に基づき、当社は、平成14年3月期から平成19年3月期中間期の過年度決算の訂正を行いました。その影響額は、過年度決算(単体)の訂正をした5年半の経常利益の累計額を26.3億円減少させるものでした。これは、当該期間の訂正後経常利益総額180億円の14.6%に相当するものです。

(1) 原価の先送り

平成18年9月末までに、原価の先送りをしていた金額は16.3億円であることが判明しました。

(2) 原価の付替え

平成18年9月末までに発生した原価(機材費および外注工事費)の付替えの金額は、平成19年3月期上期までに完工し決算が終了している分の金額として8.6億円、平成19年3月期下期以降に完工する決算が終了していない分の金額として9.2億円であることが判明しました。(原価付替えの合計額は17.8億円)

(3) 損益への影響額

原価の先送りおよび原価の付替えによる不適切な原価処理の結果、過年度決算における損益への影響額は次のとおりです。

平成19年2月2日公表のものにおいて、原価の先送りの16.3億円と、原価の付替えのうち平成19年3月期下期以降に完工する分の金額9.2億円の、合計額25.5億円の完成工事原価の増加(営業利益の減少)となりました。この金額に、経理処理による間接工事費配賦等の増加に伴う費用増0.8億円を合わせて、平成14年3月期から平成19年3月期中間決算までの経常利益総額は単体で26.3億円減少することとなりました。

また、各年度の経常利益への影響額は下表「単体決算の経常利益への影響額」のとおりです。

上記(1)から(3)で判明いたしました不適切な原価処理をしていた過年度工事原価につきましては、平成19年2月2日公表のもので、過年度決算を含めて、必要なすべての会計上の修正処理を終えています。その後は、2月2日の公表内容を訂正すべき事由はありません。

「単体決算の経常利益への影響額」

単位：百万円

決算期	H14.3 月期	H15.3 月期	H16.3 月期	H17.3 月期	H18.3 月期	H19.3月 期中間	合計
訂正前経常利益	3,860	3,112	3,649	3,701	3,970	2,390	20,682
訂正後経常利益	3,826	2,994	3,289	2,895	2,778	2,262	18,044
経常利益減額計	-34	-118	-360	-806	-1,192	-128	-2,638
うち原価先送り	0	-101	-210	-417	-721	-181	-1,630
うち原価付替え	-33	-17	-139	-363	-459	89	-922
うち間接工事費配賦等	-1	0	-11	-26	-12	-36	-86

なお、上記（１）で先送りが判明した原価について、各協力業者と金額を確認し、合意の上で速やかな支払いを進めてまいりました。過年度決算訂正を公表した時点では、原価の先送りの金額について、社員の申告する額と協力業者の申告する額に差異があるものについて、保守的な観点に立って協力業者の申告額を主として採用するなどして、上記 16.3 億円を計上しておりましたが、平成 19 年 3 月末日現在、協力業者との交渉がすべて決着したことにより、原価の先送りの額は最終的に 15.6 億円と確定し、同 3 月末日までに全額支払を完了いたしました。ここで、16.3 億円から減額となりました 0.7 億円につきましては、2 月 2 日に公表した過年度決算訂正に影響を与えるものではなく、平成 19 年 3 月期の決算において特別利益として処理する予定です。

3. 不適切な原価処理の発生状況

(1) 過年度決算訂正期間の当社の組織および職務分掌の概要

(添付資料「2006 年 4 月 1 日時点大気社組織図」参照)

当社は、平成 19 年 3 月期まで「環境設備事業部」、「産業設備事業部」、「塗装設備事業部」の 3 事業部制でした。（平成 15 年 3 月期以前は環境設備事業部と塗装設備事業部の 2 事業部制で、平成 15 年 4 月、環境設備事業部を環境設備事業部と産業設備事業部に分割して 3 事業部制となりました。）事業部別の事業領域は次のとおりです。

- ・環境設備事業部；国内におけるビルの空気調和給排水衛生設備事業
- ・産業設備事業部；工場等の産業施設における空気調和給排水衛生設備事業および海外における同事業
- ・塗装設備事業部；国内外における自動車メーカー向けの塗装設備事業

それぞれの事業部は、地区別に支店または事業所を設置し、国内外の子会社を管轄、各店所（支店または事業所）には「営業部」と「技術部」を置いています。営業部は物件の受注活動を担当します。技術部は設計・積算活動および施工活動を担当します。

各店所の技術部は技術部長が統括し、その下に施工部門として工事を置いています。

この工事は当社における品質や利益について責任を負う中核組織であり、責任者である工事部長の下で、工事課長が複数の工事現場を所管します。それぞれの現場には作業所長と作業所員がいます。

(2) 事業部別、店所別の発生状況（下表参照）

社内調査委員会による実態調査に当たり、委員長の中矢社長は、不適切な原価処理の実態を細大漏らさずに報告するよう、社員に指示しました。

その結果判明した不適切な原価処理の行われた物件数は、平成 14 年 3 月期から平成 19 年 3 月期中間期までの 5 年半の間で 266 件発生していました。内訳は、環境設備事業部は 168 件（63%）、産業設備事業部は 98 件（37%）でした。また、現場数 266 件は、この期間に両事業部が受注した全物件数の 0.6%に当たります。

「平成 14 年 3 月期から平成 19 年 3 月期中間期までの不適切な原価処理の合計発生状況」
（平成 19 年 2 月末日時点の調査による判明分）

店所名	発生件数の分布状況			発生金額の分布状況		
	件数 (件)	構成比 (%)	対全社物 件発生数 比率(%)	発生金額 (億円)	構成比 (%)	対全社売上 高発生金額 比率(%)
北海道支店	15	6	0.03	0.3	1	0.01
東北支店	6	2	0.01	0.2	1	0.00
東京本店	120	45	0.26	28.0	83	0.46
中部支店	2	1	0.00	0.0	0	0.00
大阪支社	25	9	0.05	0.5	1	0.01
九州支店	0	0	0	0	0	0
環境設備事業部 小計	168	63	0.36	29.0	86	0.47
東北事業所	17	6	0.04	0.1	0	0.00
東京事業所	42	16	0.09	3.2	9	0.05
中部事業所	9	3	0.02	0.1	0	0.00
大阪事業所	26	10	0.06	1.1	3	0.02
九州事業所	3	1	0.01	0.2	1	0.00
エンジニアリング・ 国際支店	1	0	0.00	0.0	0	0.00
産業設備事業部 小計	98	37	0.21	4.7	14	0.08
環境・産業合計	266	100	0.58	33.7	100	0.55

主要店所の発生状況は、環境設備事業部では東京本店 120 件、大阪支社 25 件で、九州支店ではありませんでした。産業設備事業部では東京事業所 42 件、大阪事業所 26 件、東北事業所 17 件でした。環境設備事業部と産業設備事業部を合わせた不適切な原価処理の発生件数を年度別に見ると、平成 15 年 3 月期以前は 22 件、平成 16 年 3 月期 35 件、平成 17 年 3 月期 59 件、平成 18 年 3 月期 104 件、平成 19 年 3 月期中間期 46 件となっていて、近年急増していました。

同様に平成 14 年 3 月期から平成 19 年 3 月期中間期までの 5 年半の間において不適切に原価処理された累計金額は、原価先送り 16.3 億円、原価付替え 17.8 億円、合計 34.1 億円となりました。(前表は平成 19 年 2 月末現在のもので、協力業者との交渉決着により、社内調査結果時点の 34.1 億円に比べ、発生金額が 0.4 億円減額となっています。) この期間に両事業部が売上計上した金額の 0.6% に当たるものです。

不適切な原価処理の合計金額 33.7 億円について発生店所別にその比率を見ると、環境設備事業部が全体の 86%、そのうち東京本店管轄分が全体の 83% と特に大きな割合を占めていました。また、産業設備事業部が全体の 14%、うち東京事業所が全体の 9% でした。環境設備事業部と産業設備事業部を合わせた不適切な原価処理の発生金額を年度別に見ると、平成 15 年 3 月期以前は 1.5 億円、平成 16 年 3 月期は 3.8 億円、平成 17 年 3 月期は 8.9 億円、平成 18 年 3 月期に 15.8 億円、平成 19 年 3 月期中間期は 3.5 億円と、近年急激に増加していました。

なお、不適切な原価処理が判明した 266 物件の中には、発注手続を忘れていたなど事務処理上のミスに起因する案件が 101 件含まれています。

(3) 不適切な原価処理の関与者

当社の、施工段階における下請工事業者への発注は工事部門の職務分掌であり、作業所長が発注伝票を起票し、発注承認は発注金額に応じて、工事課長・工事部長・技術部長のいずれかとなるよう定めています。

社内調査委員会の調査によると、平成 18 年 9 月までの 5 年 6 ヶ月の期間に、不適切な原価処理に関与した社員数(実施者、指示者、認識者)は 139 名にのびりました。平成 18 年 9 月末時点の関与社員の所属は、環境設備事業部 90 名(65%)、産業設備事業部 42 名(30%)、本部 7 名(5%)となっております。(同 9 月末時点での当社の総社員数は 1,414 名)

不適切な原価処理が、誰の判断で行われたかを、実施者(不適切な原価処理を自ら行った者)、指示者(不適切な原価処理を部下に指示して行わせた者)、認識者(不適切な原価処理について部下や協力業者から報告を受けて知っていた者)の 3 区分に分類して調査した結果、環境設備事業部東京本店以外では、その殆どが作業所長あるいは工事課長が独自に判断して実施しており、上司の工事部長はその事情を知らされませんでした。

しかし、東京本店では不適切に処理された金額が大きく膨らんだこともあり、工事課長

に留まらずに工事部長が、不適切な原価処理について部下に指示したりあるいは部下から報告を受けるなどで認識していました。

4. 不適切な原価処理が行われた原因について

(1) 不適切な原価処理が行われた背景

当社の職務権限規程では、協力業者選定や契約金額を決定する工事発注権は工事課長、工事部長、技術部長にあり、作業所長は工事の発注に係わる業務は上司の工事課長、工事部長、技術部長の承認を得ながら進めることとされています。

作業所長や工事課長は協力業者と長年の取引を続ける中で、担当する案件の工事発注において、当該案件に固有の採算面の事情を反映させた発注をするなど、協力業者と緊密な関係を築いており、その関係は工事部門以外からは見えにくい状況にありました。

このため、当社の作業所長が、採算の悪い工事案件の原価を採算の良い他の工事案件の原価に付替えて、当該案件の採算を実態より良く見せる行為は、工事部門の職務権限の範囲内で行い得る状況にありました。

平成 15 年 4 月、環境設備事業部から産業設備事業部が分離して、塗装設備事業部を加えた 3 事業部制となりました。新しい環境設備事業部と産業設備事業部では、それぞれの業績拡大を目指して、厳しい目標が事業部長により設定され経営会議で承認されました。

環境設備事業部の市場は、官公庁工事が減少し民間工事の建築投資も減少するなど縮小傾向にありましたが、環境設備事業部長は業績の向上を図るため各店所に高い目標の達成を求め、各店所の技術部長は、各現場に対して一段と厳しい実行予算の設定を課しました。特に東京地区においては大型ビル建設が相次ぎ、環境設備事業部東京本店は目標達成のため低採算での受注を増加させ、不適切な原価処理がますます拡大する背景となりました。

(注) 実行予算とは、受注した工事の施工に際して、外部から調達する機器や機材の費用および外注工事費、現場経費等を最適な水準で設定した工事予算をいいます

平成 16 年 3 月期からは成果主義型の新人事制度が導入され、特に工事部長、工事課長など部門管理者に業績目標の達成が厳しく求められました。環境設備事業部および産業設備事業部の工事の部課長は、部門の業績目標を確保することおよび主要な工事案件の実行予算を守ることが、各個人の人事評価に反映されて、早い昇進につながることを強く意識するようになりました。

(2) 不適切な原価処理の原因

当社としては、不適切な原価処理が行われた原因は、主に、役職員に不適切な原価処理は重大な法令違反リスクにつながるというコンプライアンス意識が不足していたこと、および工事発注業務に関するチェック機能や相互牽制機能が弱かったことにあると認識しております。その他の原因も含めて、具体的には、以下のとおりです。

①原価処理に関するコンプライアンス知識の不足

役職員に対する法令遵守研修会は実施されていたものの、不適切な原価処理が法令違反および財務上の虚偽報告につながる重大なリスクと認識しておらず、コンプライアンス知識に欠けるところがありました。

②利益優先の事業経営

技術部長や工事部の部課長は、自部門の利益目標達成のため、作業所長に対して高い実行予算目標を作成させ、それを達成するよう強いプレッシャーをかけました。このことにより、注文者から未収となった追加変更工事に係る工事原価や、手直し工事に伴い増加した工事原価などが適正に処理されず、不適切な原価処理につながりました。

③工事発注業務に対する相互牽制機能の弱さ

環境設備事業部および産業設備事業部では、工事発注権は工事部門に集中していて、不適切な原価処理を行い得る状況にありました。また、両事業部においては、工事部長および工事課長による発注業務ならびに支払業務をチェックする機能や、工事部長および工事課長と作業所長との間の相互牽制する機能が弱いことも、不適切な原価処理が行われる要因となりました。

④工事部員に対する減点主義の人事評価

成果主義の導入に加えて、施工現場における施工不良などの失敗による原価の発生を表に出しにくい、失敗が許されない人事評価が、不適切な原価処理を誘発しました。

⑤基準となる原価が不明確

受注判断や実行予算作成に使用する基準となる原価が不明確で、誤った受注判断や根拠のない実行予算作成の原因となりました。

⑥赤字工事受注の増加

上記⑤の誤った受注判断により不採算工事受注が増加し、黒字化するための無理な実行予算が作成され、その予算厳守を指示された事が、多額の不適切な原価処理の原因となりました。

⑦不適切な原価処理を見逃す管理部門の弱さ

当社の管理本部は、会社として事業活動の効率性を優先する中で、現業部門に対する牽制機能や統制機能が弱い状態にありました。内部監査室は、2名の体制としていましたが、数多くの現場に対応するには不十分な人数でした。

5. 外部調査委員会の調査報告書の概要等

当社は外部調査委員会に対して、不適切な原価処理に伴う過年度決算の訂正に関する当社役員の法的責任について調査を依頼しました。

外部調査委員会が平成 19 年 3 月 30 日付で当社に提出した調査報告書によれば、当

社が、組織的に（すなわち役員の指示・関与のもとで）、本件の不適切な原価処理を行っていたとは認められず、当社の役員の刑事責任は認められないとの結論が示されました。

外部調査委員会の調査報告書の概要は以下のとおりです。

（１）調査目的および調査事項等

外部調査委員会は、当社において行われていた「不適切な原価処理」に関する役員の責任を判断するために、平成 19 年 1 月 9 日から同年 3 月 30 日の期間、当社に対する書類の閲覧および関係者からの事情聴取による調査を行い、当社に対して、3 月 30 日付の調査報告書を提出しました。

外部調査委員会の行った調査事項は、①大気社としての組織的な関与の有無、②役員または大気社の刑事責任の存否、③役員の大気社に対する損害賠償責任(民事責任)の存否 の 3 点でした。

（２）調査結果の要旨

調査報告書には、次のように述べられています。

①調査事項 1

本件の不適切な原価処理について、大気社としての組織的な関与を裏付ける証拠はなく、また、その存在をうかがわせる事情も発見されなかったことから、大気社として組織的な関与はなかったと判断した。具体的には、当委員会としては、本件の不適切な原価処理は、現場所長、工事課長、工事部長によって行われていたものと認めた。

②調査事項 2

本件の不適切な原価処理について、役員が刑事上の責任を負うべきことを裏付ける証拠はなく、また、その存在をうかがわせる事情も発見されなかったことから、役員の刑事責任は認められない。また、大気社の刑事責任も認められない。

③調査事項 3

第 1 に、2002 年 3 月期以降、本件の不適切な原価処理の是正が行われるまでの期間に就任していた役員全員について、善管注意義務の一内容として、不適切な原価処理が行われることを防止するためのリスク管理体制構築義務を果たしていたかという観点において検討したが、これらの役員が当該義務に違反していたと断ずることはできない。

第 2 に、本件通報文書を契機として社内調査が開始される以前の時期に、本件の不適切な原価処理に関して、少なくともその一部が行われていた事実を認識していた一部の役員について、善管注意義務を果たして、認識した事項に関して適切に対処したかという観点において検討したが、これらの役員に善管注意義務違反があったと断ずることはできない。

④結語

当委員会としては、以上のとおり、本件の不適切な原価処理について、大気社として組織的に関与していたものではなく、また、大気社の取締役と監査役において、刑事責任を負うべき立場の者はいないと判断した。

さらに、当委員会としては、大気社の取締役・監査役が大気社に対し損害賠償責任を負っていると断ずるまでには至らなかった。

しかしながら、本件の不適切な原価処理が、長年にわたって現場を中心に多数の従業員が関与しながら行われていたこと及び経営陣がこの事実を発見できなかったことは、大気社の企業風土・企業体質に問題があることを物語る。

当委員会としては、大気社において、当委員会が本報告書で指摘した事項も踏まえて、取締役及び監査役の経営責任を厳しく自覚し、抜本的な企業体質の改革と再発防止策の策定に注力されることを強く望むものである。

(3) 調査報告書への当社の認識

当社といたしましては、外部調査委員会の調査結果を妥当なものと率直に受け止め、当社の役員に重大な経営責任があったと認識し、深く反省いたしております。

今後は、役員一同が経営責任を厳しく自覚し、経営ビジョンに法令遵守を明示して事業経営を進めるとともに、常に適切な原価処理が行われるように抜本的な企業体質の改革と再発防止策の策定に注力して、経営責任を果たしてまいります。

6. 取締役の経営責任と役職員の処分

当社は、不適切な原価処理に伴い過年度決算訂正を行った経営責任を明らかにするために、以下のとおり 4 月 9 日付で当社取締役の社内処分を行い、二度とこのような不祥事を起こさないことを誓うとともに、今後は愚直に組織風土や企業体質の改善を行うことにより、大きく毀損しました関係各位からの信頼を、地道に回復してまいります。

(1) 取締役、執行役員の辞任

- ・ 取締役常務執行役員 西山哲郎 (環境設備事業部長)
- ・ 取締役上席執行役員 北本昌之 (環境設備事業部東京本店長)
- ・ 取締役上席執行役員 加藤考二 (環境設備事業部技術統括部長)

(2) 取締役の月額報酬の 50%を 1 ヶ月減額

- ・ 代表取締役社長執行役員 中矢義郎
- ・ 取締役専務執行役員 大須賀俊彦 (産業設備事業部長)
- ・ 取締役常務執行役員 木村 傑 (購買本部長)

- ・取締役常務執行役員 櫻井 孝 (管理本部長)

(3) 取締役の月額報酬の30%を1ヶ月減額

- ・取締役上席執行役員 松浦 洋 (産業設備事業部担当)
- ・取締役上席執行役員 加嶋正一 (産業設備事業部営業統括部長)
- ・取締役上席執行役員 宗岡 眞 (産業設備事業部技術統括部長)
- ・取締役上席執行役員 樋口利男 (環境設備事業部中部支店長)
- ・取締役上席執行役員 上西栄太郎 (環境設備事業部大阪支社長)
- ・取締役上席執行役員 赤崎良知 (産業設備事業部東京事業所長)
- ・取締役上席執行役員 井ノ口博司 (管理本部副本部長)
- ・取締役上席執行役員 森谷 隆 (環境設備事業部リニューアル統括部長)
- ・取締役上席執行役員 押田裕介 (産業設備事業部営業統括部副統括部長)
- ・取締役上席執行役員 佐野 充 (管理本部経理部長)

(4) 取締役の月額報酬の10%を1ヶ月減額

- ・取締役専務執行役員 西村雅晴 (技術・開発本部長)
- ・取締役常務執行役員 上山 悟 (塗装設備事業部長)
- ・取締役上席執行役員 森田 稔 (塗装設備事業部新事業開発部長)
- ・取締役上席執行役員 木村幸治 (安全本部長)
- ・取締役上席執行役員 橋本記代司 (塗装設備事業部技術統括部長)
- ・取締役上席執行役員 河原悦男 (塗装設備事業部設計・開発・営業技術・CAD 担当)

(注) 上記の取締役の処分は4月9日開催の当社取締役会において決議しました。
各取締役の括弧書きの担当業務は平成19年3月期のものです。

なお、不適切な原価処理に関与した社員につきましては、当社社内規程により懲戒処分を行います。

7. 再発防止策の概要

社内調査委員会は、外部調査委員会の指導、助言を得て、不適切な原価処理の再発防止策の策定を行っております。平成19年4月末までに再発防止策を策定し、計画的に推進して、失われた信頼の回復に努めてまいり所存です。

現在、実施ならびに検討中の再発防止策の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス知識の向上

① 経営ビジョン・標語の策定

法令とその精神を順守する経営ビジョンを策定し(4月10日社内発表)、その浸透を図

るための標語【Pure&Fair「見える化」宣言】を作成しすでに各部門に配布しました。

今後は、社員に定期的に様々なコミュニケーション媒体を通じ、法令遵守および企業風土の改善を呼びかけることにしています。

② コンプライアンス研修の継続的实施

既に本年3月中に、外部の専門家によるコンプライアンス研修会を作業所長、工事課長を対象として実施し、研修対象者数を上回る約600名が参加しました。この研修会では当社の中矢社長が毎回出席して直接法令遵守を訓示しました。今後も、社員に対する計画的なコンプライアンス研修を継続してまいります。

③ 懲戒規程の改定

4月1日付で就業規則の懲戒規程を改定し、不適切な原価処理に関与した社員に対する懲戒処分の内容を具体的に規定するなど、懲戒事項をより明確にし、法令違反行為に対する歯止めといたしました。

(2) コンプライアンス重視の経営

①利益優先ではなく、透明性と高い倫理観に基づく経営の実践

社長のリーダーシップにより、法令遵守を前提とした利益管理を徹底し、企業風土を改善してまいります。

②適正な事業部目標の設定

トップダウンではなくボトムアップによる、実現可能な事業部目標の設定方式を検討しています。

(3) 発注権限を牽制する組織体制の導入、強化

①工事発注に係わる監視機能強化

本年4月の組織変更において、環境システム事業部（環境設備事業部と産業設備事業部を統合して新たに設立した事業部）に原価管理部や工事現場支援室を新設して、工事発注に係わる監視機能を強化しました。

②内部監査室の強化

本年4月、内部監査室長に上席執行役員を起用するとともに人員を従来の2名から4名増員して6名体制とし、事業部の工事部門に対する内部監査機能を強化しました。

(4) 人事評価制度の改善

上司と部下の対話により、納得性のある目標設定と実績評価を行うよう、評価方法を改善します。今後も評価指標の見直しや評価者訓練、評価指標の改善を進めてまいります。

(5) より正確な基準原価の把握

過去の工事实績データを収集、分析して、基準となる原価をより正確に把握し、受注

時の採算判断や実行予算作成に活用していきます。

(6) 取締役会の活性化

本年4月の執行役員制度導入に伴い、6月の株主総会后、取締役数を10名以下に削減し、取締役会の活性化、意思決定の迅速化を図ります。

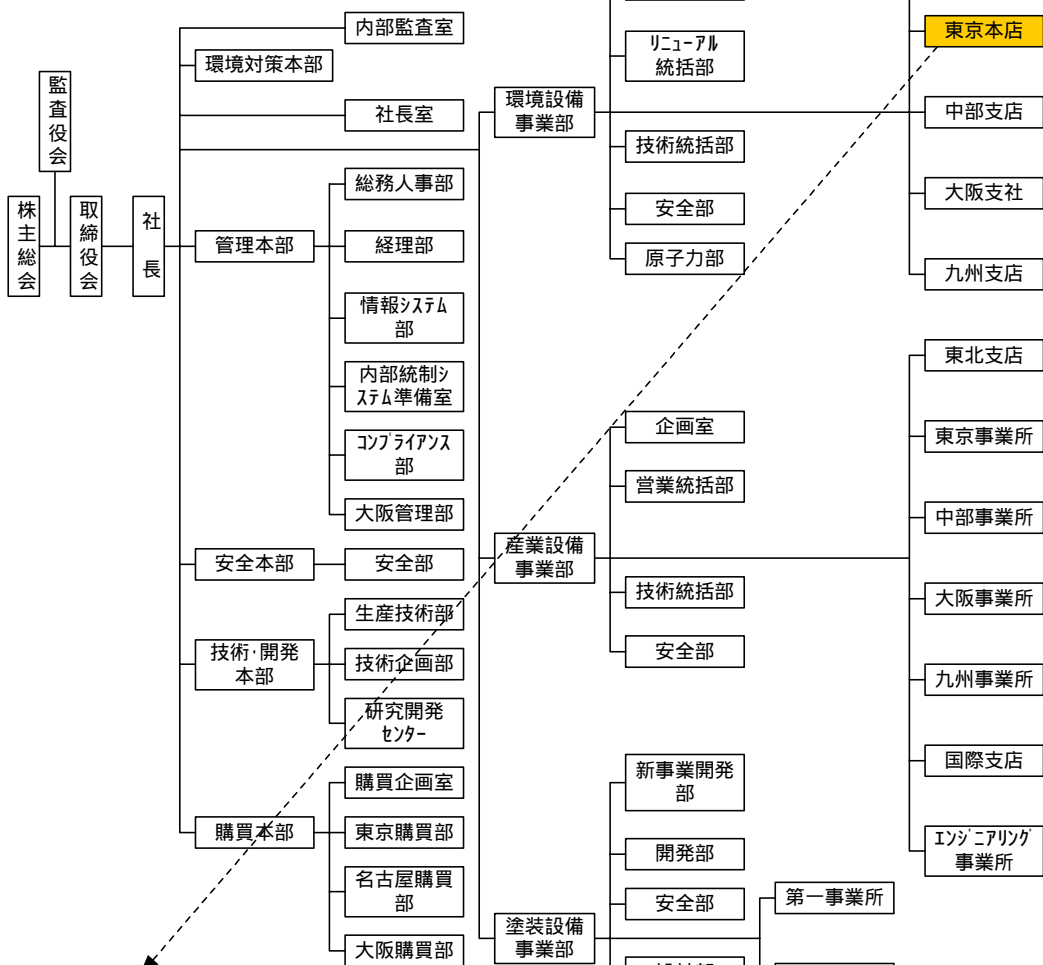
当社が、過年度決算の訂正に至りましたことで、関係各位には、大変なご迷惑をおかけいたしましたことを改めて陳謝申し上げます。

今後は再びかかる問題を起こさぬよう、役職員一同が一丸となって信頼の回復に努めてまいります。

関係各位におかれましては、なにとぞ当社の姿勢をご理解いただきまして、今後ご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上

2006年4月1日時点 大気社組織図



環境設備事業部東京本店 組織図

